

# 大会決議(案)

## 1. 手話言語に係る権利が確実に保障される施策の推進を求めよう

- (1) 手話言語がきこえない・きこえにくい人の言語権と学習権の保障に必要であり、日常生活や社会生活を営む上で重要な意思疎通のための手段であることの理解を広め、共生社会の実現に向けて「手話施策推進法」に基づき、5年後の改正も視野に入れた、具体的な施策を求める。
- (2) 9月23日に制定された「手話の日」を通して、きこえない・きこえにくい人への理解および手話言語への関心をさらに高めるため、効果的な普及・啓発の取組を進めることを求める。

## 2. 東京2025デフリンピックのレガシーを共生社会の実現へ継承・発展させよう

- (1) 大会開催により社会に広がった手話言語と、きこえない・きこえにくい人の生活や文化への理解を一層推進し、今後も継続的に深め、情報アクセシビリティとコミュニケーションの保障を社会のあらゆる場面で展開されるよう取り組む。
- (2) 大会を通して発信したデフスポーツの魅力や価値をレガシーとして継承・発展させ、教育・地域交流・次世代育成へとつなげ、デフスポーツを支える人材育成と応援の輪を広げる。
- (3) 自治体、企業や団体など、多様な主体との協働や、子どもたちの参画などの多角的な視点を取り入れた大会運営を、共生社会のモデルとして位置付け、この経験を国際大会、生涯スポーツへ広げ、改正スポーツ基本法に基づき、各施策への提言に取り組む。

## 3. すべての障害のある人の基本的人権を守る運動をすすめよう

- (1) 医療、教育、療育、スポーツや文化など、あらゆる場面において、障害のある人への合理的配慮の提供や環境整備を行うため、社会資源の整備を率先して進める。
- (2) 優生保護法の被害者に対する補償法の成立を受けて、学習会等の取り組みを全国各地で展開し、これまで打ち明けることが困難であった被害者の掘り起こしと救済を行政とともにを行い、優生思想をなくし、障害のある者への差別のない真の共生社会をめざす。
- (3) 立法（議会・参政権）、司法、行政等のすべての場面において、手話言語をはじめとする視覚的な情報保障の整備を義務づけるとともに、手話言語通訳費用の公費負担を求める。

## 4. きこえない・きこえにくい子どもとその保護者が手話言語の習得や、手話言語で教育を受けられる機会を確保し、すべての子どもがアイデンティティを確立できる教育環境の実現を求めよう

- (1) きこえない・きこえにくい子どもとその保護者に対し、手話言語を含む偏りのない

情報提供を行うとともに、乳幼児期から言語を獲得・習得できる環境の整備と、本人やその保護者が望む療育・教育ニーズに対応できる適切な支援の提供を行うことを求める。

- (2) 手話言語と音声言語での教育を望んだ場合の情報保障体制を含め、子どもが望む言語環境の整備を進め、ろう学校の環境改善と存続、ろう教育の専門性向上を図ることを求める。加えて地域の学校に通う子どもも含め、きこえない・きこえにくい人との交流やロールモデルとの出会いを通して、アイデンティティを育める環境づくりを求める。
- (3) 手話言語を学校教育における教科として新設することを求め、学習指導要領の改訂やその必要性について理解を深めるとともに、教育内容や指導体系のあり方等について調査研究の推進を求める。

## 5. 防災・減災につとめ、緊急事態時にきこえない・きこえにくい人の命を守り安心して生活ができる社会にしよう

- (1) 今後も頻発が想定される災害に備え、平常時から防災情報の提供、コミュニケーション環境・情報保障の確保、災害時における個別訪問など、地域との連携を含む相談支援体制の充実を図り、被災者が安心して日常生活に戻ることができるよう、きこえない・きこえにくい人自身も被災者支援に取り組める環境作りを行う。
- (2) きこえない・きこえにくい人が全国どこにいても簡便、かつ多様な手段で「緊急通報」を行うことができる仕組みづくりを求め、自らも周りの命を守ることができる社会づくりを進める。
- (3) 発災、避難情報の取得や避難所での情報保障の充実のために、アイ・ドラゴン4を避難所・福祉施設へ設置する等、きこえない・きこえにくい人が災害に関する正確な情報を把握し、自らの確かな行動ができるよう環境整備を求める。

## 6. 法に基づく施策の実施により、ろう者による手話言語通訳も含む多様な情報保障について、環境整備を推進しよう

- (1) 意思疎通支援事業について、手話言語通訳者等の配置や対面通訳を基本とし、必要に応じたICT活用が可能な環境を整備することにより、きこえない・きこえにくい人ときこえる人が円滑にコミュニケーションできる社会基盤の整備を求める。
- (2) 国および自治体に対し、将来にわたる意思疎通支援体制の確保に向け、専門性の高い手話言語通訳者および講師の計画的な養成と人材育成の強化を求める。
- (3) 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に基づき、あらゆる場面での手話言語へのアクセスとその使用が保障されるよう、各分野において専門性の高い手話言語通訳者の確保や養成および身分保障を求めるとともに、ろう者による通訳の在り方やその役割について検討を深める。

## 7. きこえない・きこえにくい人の社会参加を促進させるため、社会資源の整備と就労支援の充実の実現に取り組もう

- (1) 聴覚障害者情報提供施設の更なる機能拡充等を進め、ろう高齢者、ろう重複障害者等関係施設を含む社会資源の整備とあらゆる分野におけるきこえない当事者の参画を推進する。
- (2) きこえない・きこえにくい人が安心して働けるよう、行政や民間企業等すべての職場に対し、合理的配慮の提供に対する理解を求め、雇用機会の確保やきこえない・きこえにくい人のニーズを踏まえた就労環境を求める。
- (3) きこえない・きこえにくい人が、利用また入所・通所する事業所の設置費用やそれら事業を安定的に継続するための財政支援を、国および自治体に求める。

## 8. 世界のきこえない・きこえにくい人と繋がり、国際協調を深め、世界平和をめざそう

- (1) 国連憲章や国際法の原則に基づき、国内外の侵略を許さないという信念のもとに、話し合いによる紛争解決や核兵器の廃絶・地雷等の非人道的兵器の完全撤去等をめざすとともに、戦争や内戦等によるきこえない・きこえにくい難民への支援や民間による国際支援団体の活動支援を通して、世界平和を守る運動に協力する。
- (2) 国連が定めた「手話言語の国際デー」や「国際ろう者週間」によるチャレンジプロジェクト「ブルーライトアップ」や、総括所見に基づいた取り組みを通して、きこえない・きこえにくい人の社会的地位の向上や、手話言語および国際手話の社会的認知を広めるとともに、国連や世界ろう連盟、他の障害当事者団体と協働して、誰一人取り残されることのない社会の実現へ取り組む。
- (3) アジア圏のろう女性の地位向上、ろう教育を含むきこえない・きこえにくい人の社会資源の整備、アジア各国のろう団体の育成と支援および手話言語の認識を高める支援を、積極的に進める。

## 9. 創立 80 周年に向けて、連盟のさらなる組織力の強化のための基盤を確立しよう

- (1) 連盟と加盟団体の連携を強化し、連盟会員拡大、「日本聴力障害新聞」「季刊みみ」の読者増、出版物の普及や SNS での発信を通して、手話言語の魅力や文化を広める取り組みを推進する。

## スローガン

1. 手話言語に係る権利が確実に保障される施策の推進を求めよう
2. 東京 2025 デフリンピックのレガシーを共生社会の実現へ継承・発展させよう
3. すべての障害のある人の基本的人権を守る運動をすすめよう
4. きこえない・きこえにくい子どもとその保護者が手話言語の習得や、手話言語で教育を受けられる機会を確保し、すべての子どもが自身のアイデンティティを確立できる教育環境の実現を求めよう
5. 防災・減災につとめ、緊急事態時にきこえない・きこえにくい人の命を守り安心して生活ができる社会にしよう
6. 法に基づく施策の実施により、ろう者による手話言語通訳も含む多様な情報保障について環境整備を推進しよう
7. きこえない・きこえにくい人の社会参加を促進させるため、社会資源の整備と就労支援の充実の実現に取り組もう
8. 世界のきこえない・きこえにくい人と繋がり、国際協調を深めながら世界平和をめざそう
9. 創立 80 周年に向けて、連盟のさらなる組織力の強化のための基盤を確立しよう